

令和5年度 第3回 横浜市介護保険運営協議会 議事要旨	
日 時	令和5年10月19日（木曜日） 14:00～14:55
場 所	横浜市役所 18階みなと123会議室
出 席 者	山崎委員（会長）、加賀谷委員、小林（裕）委員、白藤委員、高崎委員、柳田委員、山根委員、吉野委員、谷村委員、中村委員、赤羽委員、石内委員、小倉委員、黒川委員、小林（久）委員、佐藤委員、肥後委員、堀元委員 計18名
欠 席 者	小田委員、杉浦委員 計2名
開 催 形 態	公開（傍聴者2名・報道関係者0名）
議 題	1 議題 （1）第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）の素案及びパブリックコメントの実施について
議 事	1 議題 （1）第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）の素案及びパブリックコメントの実施について （事務局）「資料1 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）の素案について」「資料2 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）の素案に係るパブリックコメント実施について」を説明。 （山崎会長）前回の運営協議会で報告のなかった施設整備や介護保険料について、事務局から説明があったが、施設整備についてご意見はあるか。 （小倉委員）特養の需要と供給のバランスについて、事務局と綿密な意見交換を重ねてきた。それを踏まえて、市が次期計画での整備量を決められていったことは、評価したい。 入所判定を的確に行い、また、サービスの質が低下しないよう、市民ニーズを踏まえながら、市と事業者で連携していく。 これまでは「供給量の拡大」が市民ニーズに応える主な方法であったが、これからは事業者の提供するサービスの質が、市民ニーズの中心になると思うので、人材の確保・教育を含めて「選ばれる施設」になるためにはどうしたらいいか、質が評価されてくると思うので身が引き締まる思い。

(小林裕子委員) 認知症施策推進計画について、正しい知識・理解の普及がはじめに位置づけられていることは良いと思う。地域の人の認知症に対する理解が進むことで、少しずつ手助けできる人が増えていくと思う。

(柳田委員) 介護保険料が上がることは仕方がない。ただ、要介護認定を受けている人でも、介護サービスが必要ないと思われる人も一定数いるように感じる。介護予防のあり方や、介護保険制度の利用の意義を市民に周知して、適切な制度運営を行っていくことが必要だと思う。

(高崎委員) 要支援認定が出ると、要介護の時に利用できていたサービスが使えなくなる場合がある。介護保険サービスを本当に必要としている人に届くよう、考えていく必要があると思う。

ポジティブエイジング計画という名称があるが、「年を重ねても自分らしく」という素晴らしい理念があっても、ポジティブエイジングだけだと隠れてわからなくなってしまうため、カタカナ語に加えて、日本語でも含めて説明できると良いと思う。

(黒川委員) 認知症 SOS ネットワークは良い制度だと思うが、利用者が少ない印象がある。港南区では「ひまわりホルダー」という同様の取組があり、認知症高齢者だけでなく、元気な高齢者も身につけるなど利用者数も多い。区の取組を市の計画に掲載し、他の区も含めて取組が広がっていくと良いと思う。

(赤羽委員) かかりつけ医では、患者の中で気になる人がいれば、ケアプラザ等になるべく早くつなぐように取り組んでいるが、診療科によって取組状況に差があるため、医師会内でも啓発等に取り組んでいきたい。

(中村委員) 素案の 28 頁の整備目標と、資料 1 の整備目標の関係性を確認したい。

(事務局) 資料 1 については今後 3 年間の整備目標の合計値となっている。一方で、素案の目標値は単年度の目標となっている。

(事務局) 補足説明をしたい。資料 1 については今後 3 年間で新たに着手する整備量を示しているが、素案については既に整備に着手しているものも含めて、年度内に整備済みとなるものを定員数として示している。

(中村委員) 素案 37 頁の災害時要援護者支援について、災害時要援護者とは、発災時の避難・救助ではなく、発災時に困りそうな人を平時から把握し支えていく、という考え方だと思うが、素案の中では災害時要援護者支援に避難支援を含めた記載となっている。

発災時の避難支援については、高いリスクを伴う行動であるため、担う主体を含めて言葉の使い分けが必要になると思う。

(事務局) 横浜市における災害時要援護者支援事業は阪神淡路大震災以降に取り組んできた事業となっている。避難行動要支援者は国の災害対策基本法で用いられている。横浜市における災害時要援護者とは、横浜市の震災対策条例に位置付けており、一人での避難が難しい高齢者等としている。その上で、災害時要援護者名簿を市独自の基準で作成して、対象の方を地域と一緒に見守る体制作りを行っている。

一方で、令和3年5月に国の災害対策基本法が改正され、風水害時における要援護者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったため、拡充として記載している。

(中村委員) 自立避難が困難な要援護者の安否確認という文言について、日頃からの支え合いが基盤にあるという前提が伝わりにくいと思うため、表現については検討いただきたい。

(事務局) 高齢化が進む中で介護サービスを必要とする人が増加することは避けられないが、できる限り地域の中での暮らしを継続できるように、介護予防施策やフレイル予防を充実させていきたい。一方で、介護サービスの適正利用に向けて、利用者やご家族に対して、介護サービスでできることを丁寧に説明するためのリーフレットを作成するなど、理解促進を図る取組を行ってきたい。

また、素案にカタカナ用語が多くなっているが、最終的な計画書では用語の説明等を追加していきたい。

黒川委員から、港南区で取り組んでいる「ひまわりホルダー」について御紹介があったが、市でも認知症高齢者に対して見守りシールを配布しているが、利用者数が伸びていない。市の取組についてもさらに多くの高齢者に利用してもらえるよう、周知していきたい。

(赤羽委員) 素案の24頁、「在宅療養に多く見られる疾患・課題への対応」について、「心臓病」の疾患名が16頁や18頁の表記内容と統一できていない。

また、具体的な疾患として挙げられているものに「脳卒中」が含まれていないことには何らかの意図があるか。

(事務局) 当該施策で取り上げている疾患は、現在実施している在宅医療介護連携の中で取り扱っている疾患から掲載している。高齢期に多く見られる疾患は素案に掲載している疾患だけではないため、在宅医療介護連携の中で協議を進めながら取り組んでいきたい。

(赤羽委員) 素案の24頁、「在宅医療連携拠点」について、事業内容が長文となっており、読みづらい印象がある。途中で文章を区切ったほうが読みやすいと思う。

	<p>(石内委員) 介護保険料の使い道について、介護保険料基準月額の内訳を説明した上で、今後の増額分がどこに充当されるかを説明すると分かりやすくなると良いと思う。</p> <p>(山崎会長) 素案として了承することでよいか。</p> <p>(全委員) 了承する。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料1 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) の素案について</p> <p>資料2 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) の素案に係るパブリックコメント実施 について</p> <p>資料3 横浜市の介護保険の実施状況 (概要)</p> <p>参考資料1 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進 計画 (よこはまポジティブエイジング計画) 素案</p> <p>参考資料2 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進 計画 (よこはまポジティブエイジング計画) 素案 市民向けリーフレット</p>
<p>特 記 事 項</p>	<p>資料3については資料配布のみ。</p> <p>次回は、令和6年1月頃の開催予定。</p> <p>開催日程・場所等詳細は、後日お知らせ。</p>